

令和8年4月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢巾町長 高橋昌造

市町村名 (市町村コード)	矢巾町 (033227)
地域名 (地域内農業集落名)	間野々第1 (間野々1)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月18日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者未定の農地を把握し、拡大意向のある経営体への集積が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

野菜や花き等の高収益作物に積極的に取り組み、農業所得の向上を目指す。
水稲・小麦栽培において矢巾カントリーEVを活用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	75.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 地域の農業を担う者のうち、特に集落営農組織、認定農業者へ集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 担い手、所有者双方の経営意向を踏まえ、将来的には中間管理の活用することを視野に入れて検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 該当事例なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 後継者候補に対して、農協や改良普及センターの指導も受けながら、作付けに対するプランやアドバイス等の支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 該当事例なし

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣被害が発生した場合は、補助事業等活用し対策を検討する。
②水稲(銀河のしずく)で減農薬に取り組んでいる。
③ラジコンヘリによる薬剤散布を行っている。
⑤りんごの栽培を行っている。
⑦多面的を活用し、畦畔の草刈り等の整備を行っている。
⑧5年後を見据え、トラクター等農機具の更新、格納庫の設置を検討していく。